

2018年10月3日

荷主殿各位

川崎汽船株式会社
自動車船営業グループ
中近東・アジアチームマレーシア向け貨物の書類記載事項について

拝啓、貴社益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。
また、平素は格別のご厚情を賜りまして誠に有難う御座います。

さて、マレーシアで荷揚げされる貨物において、マニフェスト送付の際にHS CODEの提出がマレーシア税関より義務付けられましたので、ご報告申し上げます。

敬具

記

対象港 : マレーシア全港
対象貨物 : マレーシア向け輸入、マレーシア積み輸出、及びマレーシアでトランシップする全貨物
必須事項 : HS CODE (6桁)
適用開始日 : 即日

お手数をおかけいたしますが、船積み書類を差し入れいただく際、上記の事項も合わせてご提出いただきますよう、お願い申し上げます。

ご質問等ございましたら各担当営業チームまでお問い合わせくださいませ。

以上